

# 「構造工学論文集」査読要領

土木学会構造工学委員会構造工学論文集編集小委員会

構造工学論文集編集小委員会は、論文集の水準を保つため、投稿論文の厳正な審査を行い、論文掲載の可否を決定し、必要に応じて著者に原稿の修正を依頼する。

そのため、編集小委員会は投稿論文の査読を各専門分野の3名の権威者に依頼し、その査読基準に基づいて編集小委員会で掲載可否の判定を行う。

## 査読に当たっての留意事項

1. 査読者へ送信されたメールに記載されているウェブアドレスへ、IDとパスワードを使ってアクセスし、対象論文の査読の諾否を入力してください。続いて、同ウェブにて、画面に従って査読期間内に査読結果を入力していただきます。
2. 構造工学論文集は、外力、材料、強度評価、解析、調査、設計、景観、施工、維持管理などの構造物にかかるあらゆるテクノロジーを対象にし、構造工学の発展に大きく寄与する研究成果、技術成果を論文として発表する場であります。当然、論文としての論理性、信頼度も要求され、正確に書かれていかなければなりません。論文の評価は、構造工学論文集の主旨に則り、判断下さいますようお願い致します。具体的な判断基準については、たとえば土木学会論文集の評価基準に準拠していただくよう考えております。
3. 採択された論文は、著者によって修正がなされ、編集小委員会で修正が十分であることが確認されてから論文集に掲載されることとなります。したがって、修正事項が多く最終論文に責任が持てない場合は3以下の評価点の対象となります。また、同じ内容の論文が他誌に発表されている場合（後述、既発表の取り扱い参照）にも、否の対象となります。
4. 3人の査読結果をもとに掲載可否の判定をした上で、掲載可否にかかわらず、査読結果の内容は原則としてそのまま著者に送付されます。したがって、表現等には十分配慮し、すべての修正指摘をウェブ上の修正意見欄に入力して下さい。
5. 希望査読部門の適否は、査読の対象からはずして下さい。例えば、論文の内容に鑑みて必ずしも適切でない査読部門に投稿されている場合でも、それを評価の対象とはしないで下さい。査読部門の適否や変更の判断は編集小委員会で行うことになっておりますので、ご一任下さい。
6. 形式的な論文体裁、論文容量に関しては、査読の対象からはずしてかまいません。掲載可と判定された論文については、修正の段階で原稿体裁規則の順守を求めます。修正された原稿が、体裁規定に違反する場合、その時点で体裁不備による掲載否として返却する権利を編集小委員会は持ちます。
7. 最終的な掲載可否、指摘事項等は編集小委員会の責任において決定し、その名で著者に通知します。したがって、査読者の氏名が著者を含め外部にもれることはありません。

「既発表の取り扱い」

講演会、研究発表会、コロキウム、シンポジウム、国際会議等で、論文集編集のための独自の組織

により、査読を経て登録された論文・報告は、土木学会または他学協会の主催にかかわらず、既発表扱いとする。ただし、既に発表した内容を含む原稿でも、次に掲げるいずれかの項目に該当する場合は投稿を受け付けます。

- 新たな知見が加味され再構成された論文。
- 個々の内容については既に発表されているが、統合することにより価値のある論文となるものの。
- 限られた読者にしか配布されない刊行物に発表された論文。

なお、個々の論文がこれらに該当するか否かの判定は小委員会で行います。

以上

(平成10年6月10日改訂)  
(平成18年10月6日改訂)